

# 新技術・新工法の利用促進について

～ 新技術・新工法活用促進制度 ～  
《通称：福岡新技術・新工法ライブラリー》

福岡県 県土整備部  
企画課 技術調査室



1

## 目 次

1 福岡県新技術・新工法ライブラリーの概要

2 新技術・新工法の活用に向けて

3 新技術・新工法の活用について

2

# 1. 福岡新技術・新工法ライブラリーの概要

新技術に係る情報を共有及び提供するためのデータベース

新技術の活用制度

新技術情報提供システム  
【NETIS】

国土交通省

(参照) <http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>

新技術・新工法活用促進制度  
【通称：福岡新技術・新工法ライブラリー】

福岡県

(参照) <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/singijyutu-rib.html>

3

# 1. 福岡新技術・新工法ライブラリーの概要

## 制度の目的

本制度は、県内の企業等が開発した新技術・新工法を積極的に活用することで、コスト縮減や環境負荷低減等といった課題に対応するとともに、県内の企業等の開発意欲の向上や育成を図ることを目的としています。

## データベースの種類

### ■申請情報

公募要件を満たすもの

⇒ 福岡県県土整備部で活用可能な情報として広報します。

### ■基準適合情報

公募要件および技術基準を満たすもの

⇒ 福岡県県土整備部で活用可能な情報として広報するとともに、発注工事において同種工法等が適用できる場合には、設計段階で比較検討の対象とします。

4

# 1. 福岡新技術・新工法ライブラリーの概要

公募要件

## 新技術・新工法の定義

- 実用化されていること
- 県土整備部事業で活用が可能であること
- 使用する資材又は原材料が以下のいずれかに該当すること
  - ・新材
  - ・福岡県認定リサイクル製品
  - ・福岡県認定リサイクル製品の認定品目となっていないもののうち、安定型産業廃棄物等を再資源化したものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令に抵触しないもの
- 技術に係る特許権等、知的財産権の権利の侵害等がないこと  
上記すべてに該当し、原則として従来技術等と比較して、経済性、工程、品質、安全性、施工性、環境保全のいずれかで、同等または同等以上と見込まれるもの

## 申請者の要件

- 新技術等の技術開発者または技術行使権原を有するもの
- 県内に本社、支社、営業所、製造工場 のいずれかがある企業等の法人であること

## 技術基準（基準適合）

- 技術の成立性が実験等の方法で確認されていること
- 従来技術等と比較して、経済性、工程、品質、安全性、施工性、環境保全の項目において総合的に優位であること
- 適合条件、適用範囲、県土整備部事業でのニーズ、法令・基準対応等が明確であること

5

# 2. 新技術・新工法の活用に向けて

①

技術・工法の開発



②

登録申請

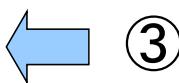


④

データベース登録

申請情報

基準適合情報



③

審査

公募要件  
の審査

技術基準  
の審査

⑤



◆設計段階における比較検討  
◆現場での活用検討

請負者の提案により新技術を活用すると、工事成績評定の加算対象となる。

6

# ①技術・工法の開発

【新技術・新工法の定義】(実施要領 第3条)

原則として従来技術等と比較して、**経済性、工程、品質、安全性、施工性、環境保全**のいずれかにおいて、**同等以上**のもの、又は**同等以上**と見込まれるもの



- 実用化されていること
- 県土整備部事業で活用が可能であること
- 使用する資材又は原材料が以下のいずれかに該当すること
  - ・新材
  - ・福岡県認定リサイクル製品(※)
  - ・福岡県認定リサイクル製品の認定品目となっていないもののうち、安定型産業廃棄物等を再資源化したものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令に抵触しないもの
- 技術に係る特許権等、知的財産権の**権利の侵害等がないこと**

7

# ②登録申請

【申請者の要件】(実施要領 第4条)

- 新技術等の技術開発者又は技術行使権原を有し、県内に本社、支社、営業所、製造工場のいずれかがある企業

登録申請は隨時受付

審査

【8月頃】

審査

【2月頃】

※審査は原則年2回

8

## ③審査

【「技術評価委員会」による審査】(実施要領 第8条)

### ■公募要件の審査 (実施要領 第3条、第4条)

- (1)新技術・新工法の要件を満たしていること
- (2)申請者の要件を満たしていること

### ■技術基準の審査 (実施要領 第5条)

- (1)技術の成立性が確認できること
- (2)従来技術等と比べて経済性、工程、品質、安全性、施工性、環境保全の項目で総合的に優位であること
- (3)技術の適合条件、適用範囲、福岡県国土整備部でのニーズ・法令・基準への対応等が明確であること

9

## ④データベース登録

### ■申請情報 (公募要件を満足する技術)

国土整備部事業で活用可能な新技術・新工法として広報する情報 (令和5年10月現在 78件登録)

### ■基準適合情報 (公募要件・技術基準を満足する技術)

国土整備部事業で積極的に活用することとしている新技術・新工法に関する情報

→設計時に工法検討を行う際には、必ず比較検討対象に加えることとしている (令和5年10月現在 46件登録)

10

## ⑤活用

### ■検索・閲覧(HPの活用)



福岡新技術・新工法ライブラリー

検索

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/singijyutu-rib.html>

### ■活用検討(設計への反映) → 共通仕様書等での条件

設計時には積極的に情報収集を行い、活用可能性を検討。

基準適合情報は、比較検討工法に必ず加える。

### ■活用(工事への反映) → 特記仕様書で設定、工事成績評定へ反映

請負者は工事での適用の有無を積極的に検討。

11

## 3. 新技術・新工法の活用について

共通仕様書、特記仕様書による活用の促進

### 【設計業務等共通仕様書】

#### 第1209条 設計業務の条件

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、「新技術・新工法活用制度」や「国土交通省新技術情報提供システム(NETIS)」等を参照し、情報の積極的な収集に努めること。収集した情報の活用可能性を検討し、活用が可能な場合には活用するものとする。  
また、「新技術・新工法活用制度」の基準適合情報は工法検討を行う際に必ず比較検討工法に加えることとする。

12

# 【設計業務特記仕様書】

## 「新技術・新工法活用促進制度」等の活用

第2条 (別表) 基準適合情報一覧表の分類1, 2に該当する工法を検討する場合は、  
適用範囲を確認のうえ、必ず別表にある新技術を1案以上比較検討の対象とす  
ること。

ただし、詳細な設計比較検討を要しない小構造物設計に該当する場合はこの限りではない。また、現場条件の不適合等により比較検討案に含むことが困難である場合は監督員にその旨を任意様式の文書にて報告のうえ承諾を得ること。

13

## ■活用（工事への反映）

### 【工事特記仕様書（記載例）】

※設計段階で新技術・新工法活用促進制度に登録された新技術を採用する場合

#### 【工事】

##### 第〇〇条 「新技術・新工法活用促進制度」の活用

本工事は原則として「新技術・新工法活用促進制度（以下「同制度」という。）」に登録された新技術の活用を行うものであり、下記のとおりとする。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(1) 本工事にて施工する技術は以下のとおりである。

技術名：〇〇工（〇〇工法）

新技術・新工法活用促進制度 登録番号：〇〇〇〇〇

NETIS 登録番号：〇〇〇〇〇

なお、本技術の概要については、同制度ホームページより検索可能である。

新技術・新工法活用促進制度（愛称：福岡新技術・新工法ライブラリー）

ホームページアドレス：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/singijyutu-rib.html>

(2) 本技術の施工にあたっては、申請者又は開発者と十分に調整を行うこと。また、必要に応じ施工計画書を監督員に提出すること。

14

## 【工事 特記仕様書(第1章 総則)】

(新技術の活用等)

第11条 請負者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握のうえ、指定若しくは総合評価落札方式対象工事において技術提案された技術を除き、「新技術・新工法活用促進制度」ホームページ等の閲覧により、新技術等の適用の有無を積極的に検討するものとする。

なお、適用できる新技術がある場合は、以下の規定によるものとする。

- 1) 請負者は、監督員との協議により新技術等の試行または活用を行うこととする。
- 2) 請負者は、前項による新技術の試行または活用にあたり、試験及び調査等が必要な場合、その費用は請負者負担とする。

※参考

「新技術・新工法活用促進制度（愛称：福岡新技術・新工法ライブラリー）」

ホームページ : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/singijyutu-rib.html>

15

## ■工事成績評定の加点

### 採点項目表(係長)

※設計段階で新技術が採用されていなくても、請負者は新技術の適用を積極的に検討する。

※**請負者の提案**により、新技術を活用すると**工事成績評定**に反映される。

【新技術活用】 (技術個数を入力し、点数は自動計算) (\*注7)

「新技術活用」においては、以下の2項目により、複数の技術の評価を可能とするが、**最大3点**の加点とする。  
ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。

- ↓ (個数を入力してください。)  
(該当技術数 :  個) 福岡新技術・新工法ライブラリー、NETIS登録技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 (\*注8)      ※本項目は、2点の加点とする。
  - (該当技術数 :  個) 福岡新技術・新工法ライブラリー、NETIS登録技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 (\*注9)      ※本項目は、1点の加点とする。
- \* 複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、**最大3点**の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も**最大3点**の加点とする。

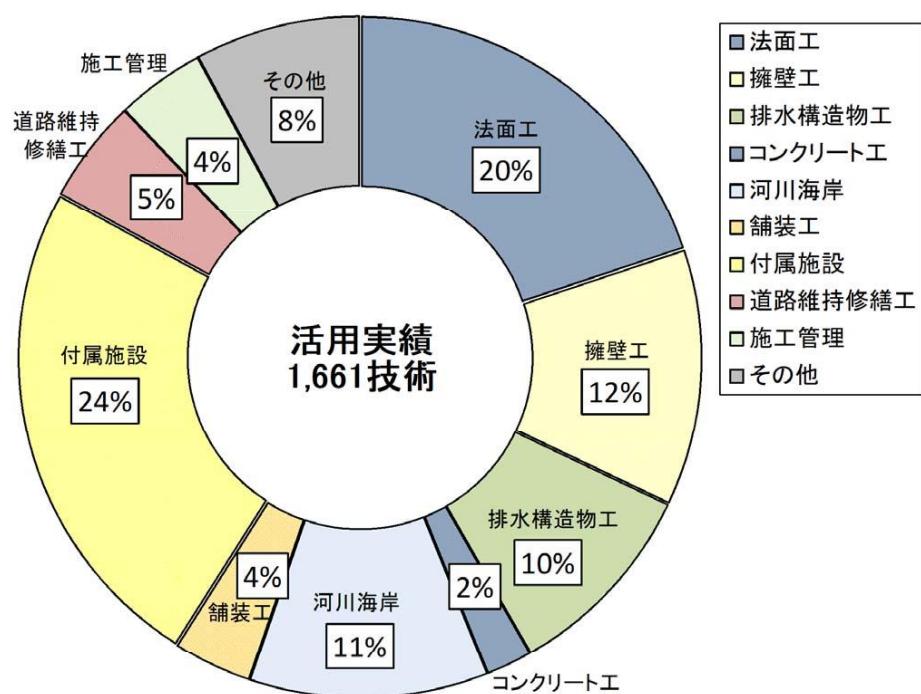
16

## 《登録件数の内訳》(令和5年10月時点)

番号	工種	基準適合情報	申請情報	合計	活用実績 R5.4時点
1	土工	0	0	0	5
2	共通工(法面工)	11	7	18	330
3	共通工(擁壁工)	2	9	11	203
4	共通工(深層混合処理)	0	0	0	9
5	共通工(軟弱地盤)	2	3	5	6
6	共通工(地中連続壁)	0	0	0	11
7	共通工(排水構造物工)	2	2	4	160
8	共通工(上記以外)	1	0	1	36
9	基礎工	1	0	1	0
10	コンクリート工	4	1	5	36
11	仮設工	2	2	4	6
12	河川海岸	5	7	12	189
13	河川維持	0	0	0	0
14	砂防工	3	0	3	7
15	舗装工	1	3	4	62
16	付属施設	4	8	12	398
17	道路維持修繕工	7	19	26	82
18	共同溝工	0	1	1	0
19	トンネル工	0	1	1	0
20	橋梁上部工	0	9	9	46
21	塗装工	1	0	1	0
22	ダム	0	0	0	0
23	シールド	0	0	0	0
24	推進工	0	0	0	0
25	環境対策工	0	0	0	0
26	港湾	0	0	0	5
27	調査試験	0	5	5	0
28	施工管理	0	1	1	70
合計		46	78	124	1,661

17

## 《活用実績》(福岡県県土整備部発注工事)



※平成19年度よりライブラリーに登録されている技術の活用実績です。

(令和5年4月時点)

18

# 《検索・閲覧》(更新は原則4月と10月)

## ■県HP

福岡新技術・新工法ライブラリー



文字サイズ・背景色変更 音

テーマから探す 目的から探す 組織から探す  
トップページ > 基本情報 > 入札・公募・公査 > 技術情報(県土整備部) > 新技術・新工法活用促進制度 (

新技術・新工法活用促進制度 (福岡新技術・新工法ライブラリー)

最終日:2023年10月1日更新 [Facebook](#) [Twitter](#) [Instagram](#)

### 「本制度の概要」

本制度は、県内の企業等が開発した新技術・新工法を積極的に活用することで、コスト削減や環境負荷低減等といった課題に対応するとともに、県内の企業等の開発意欲の向上や育成を図ることを目的としています。

要件を満たす新技術・新工法は、2種類のデータベース(申請情報、基準適合情報)のどちらかに登録され、ホームページ上で公開されます。

### 「本制度の特長」

- 登録された新技術等は、本ホームページで公開されます。  
[申請情報](#)として登録されると、県土整備部専集で活用可能な新技術等として広く周知、広報されます。
- 基準適合情報として登録されると、県土整備部事業で積極的に活用していく新技术等として広く周知、広報され、設計時の工法検討の際に、[比較検討対象](#)とされます。

2. 県土整備部事業において活用した場合、[工事成績評定の加点対象](#)(請負者より提案がなされ、採用が確認出来た場合は加点対象となります。ただし、総合評価落札方式による競争的な施工方法や技術指摘によって推薦がなされた場合は、加点対象とはなりません。)となります。

※制度の詳細については、下記の資料をご覧ください。

[パンフレット\(概要版\) \[PDFファイル/482KB\]](#)

[実施要領 \[PDFファイル/184KB\]](#)

[施行要領 \[PDFファイル/93KB\]](#)

[よくある質問 \[PDFファイル/137KB\]](#)

「データベース閲覧」や「登録申請」について

問合せ先: 福岡県 県土整備部 企画課 技術調査室 技術調査班

E-mail: [dokikaku@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:dokikaku@pref.fukuoka.lg.jp)

TEL: 092-643-3644

## ■パンフレット

県庁、各出先機関等にて配布



～ 新技術・新工法活用促進制度 ～



福岡県 県土整備部  
令和5年10月

# ご清聴ありがとうございました。